

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県消費生活協同組合法施行細則（平成22年規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出事項)</p> <p>第3条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第31条の3第1項又は第31条の4（これらの規定を法第31条の10第4項及び第73条において準用する場合を含む。）の規定により役員、会計監査人又は清算人が損害を賠償する責任を負ったとき。</p> <p>(2) <u>法第31条の6第1項又は第31条の7第1項の規定による補償契約又は役員賠償責任保険契約の内容の決定に係る理事会の決議をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>法第31条の8</u>（法第31条の10第5項において準用する場合を含む。）の役員若しくは会計監査人の責任を追及する訴え若しくは法第73条の清算人の責任を追及する訴え、法第46条（法第47条第6項において準用する場合を含む。）の総会若しくは総代会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え若しくは法第56条の2の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、法第50条（法第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の出資一口の金額の減少の無効の訴え若しくは共済事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転の無効の訴え、法第61条の2の設立の無効の訴え又は法第71条の合併の無効の訴えが提起されたとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第3条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第31条の3第1項又は第31条の4（これらの規定を法第31条の8第4項又は第73条において準用する場合を含む。）の規定により役員、会計監査人又は清算人が損害を賠償する責任を負ったとき。</p> <p>(2) <u>法第31条の6</u>（法第31条の8第5項において準用する場合を含む。）の役員若しくは会計監査人の責任を追及する訴え若しくは法第73条の清算人の責任を追及する訴え、法第46条（法第47条第6項において準用する場合を含む。）の総会若しくは総代会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え若しくは法第56条の2の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、法第50条（法第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の出資一口の金額の減少の無効の訴え若しくは共済事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転の無効の訴え、法第61条の2の設立の無効の訴え又は法第71条の合併の無効の訴えが提起されたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 規約（法第26条の3第1項及び第26条の4に規定するものを除く。）、規則その他の規程を設定し、変更し、又は廃止したとき。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>	<p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 規約（法第26条の3第1項又は第26条の4に規定するものを除く。）、規則その他の規程を設定し、変更し、又は廃止したとき。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p>